

兵ト発第 63 号

公告第 467 号

公 告

兵庫トヨタ自動車健康保険組合の一般保険料率の変更について、平成25年2月15日 認可申請中のところ、平成25年2月25日付で認可を受けたので公告する。

変更内容

当組合の一般保険料率を千分の87.70から千分の80.70に変更し、平成25年3月1日（平成25年3月分保険料、ただし法第37条の規程による被保険者については平成25年4月分保険料）から実施する。

平成25年 3月 1日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合
理 事 長 瀧 川 博 司